

会 議 録		令和6年12月12日作成	令和10年3月末日廃棄
会議名	京都府山科警察署協議会（令和6年度第3回）		
開催日	令和6年12月6日（金曜日）		
時 間	午後3時03分から午後4時10分までの間（67分）		
場 所	京都府山科警察署 署長室		
出席者	古川会長、西川副会長、川中委員、有本委員、西村委員、角田委員、山下（恒）委員、三谷委員、園部委員、樋口委員 （欠席 山下（明）副会長、浦野委員、井内委員）		計10人
	署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長		計9人
諮 問 事 項	山科警察署管内における交通事故防止対策について		
会 議 内 容	1 会長挨拶		司会 副署長
	2 署長挨拶		
会 議 内 容	3 協議		司会 会長
	諮問事項説明		
	山科警察署管内における交通事故防止対策について～交通課長		
	【委員】警察では交通事故防止に関する様々な、また、地道な対策をとっていることが分かり、ありがたいと思った。		
	【委員】三条通では外環状線よりも西側、五条通では外環状線よりも東側で交通事故が多発しているとのことであるが、原因は何か。		
	見晴らしが良い場所なので、スピードを出してしまうのか。		
	【警察】スピードの出し過ぎではなく、信号停止中の事故が多い。		
	信号が青になり、前の車が発進したと思って発進し、追突したり、脇見してブレーキが緩んで追突したりする事故が多い。		
	【委員】自転車の取締りが強化されたと聞いたが、自動車と同じような点数制なのか。		
	【警察】自転車は運転免許の必要がないので、点数制ではない。 自動車で軽微な違反をすれば、通称青切符で反則処理をする。 自動車を無免許で運転したり、飲酒運転した場合には、通称赤切符で事件捜査をする。		

自転車の違反については、赤切符で取扱いをする。

赤切符で取扱いをすれば罰金の対象になり、青切符の反則金に応じた処罰の対象になる。

また、自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復すると、「自転車運転者講習」を受ける必要がある。

【委員】山科署管内の住民で、自転車で違反をして罰金を払った人はいるのか。

【警察】罰金については裁判所の所管であり、警察では聞知していない。

【警察】最近になって自転車の罰則が強化された。

スマートフォンを見ながら自転車を運転すれば罰せられる。

自転車を運転することが分かっているながら酒を提供すれば、酒を提供した人も罰せられる。

飲酒運転の自転車に同乗すれば、同乗者も罰せられる。

【委員】子供であっても、自転車で歩行者に追突して怪我をさせた場合、多額の賠償請求をされるケースもあると聞き、家族全員が保険に入っているが、多額の賠償請求をされるケースはよくあるのか。

【警察】自転車と歩行者との人身事故の取扱いはよくあることから、自転車の運転者から、保険に入っておいて良かったと聞いたこともあるが、具体的な金額については聞いたことがない。

【警察】自転車であっても、当たり方によっては相手に大けがを負わすこともあり、万が一に備えて保険に入っておくことも重要である。

4 事務連絡

令和6年度第4回京都府山科警察署協議会は、令和7年2月下旬に実施予定である。

以上

会 議
内 容

第3回京都府山科警察署協議会の開催状況

